

ひろしま介護マスター認定申請手続きにかかる「よくあるご質問」(随時更新)

Q1 介護マスター認定対象者の職種は、「介護職員」のみか。  
「看護職員」や「生活相談員」等は対象外なのか。

A1 「介護職員」のみです。

ひろしま介護マスターは、「介護職員」の資質向上及びキャリア形成を図るとともに、優秀な介護人材の確保・及び定着促進を目的としたものです。

よって、介護マスター認定対象者は介護職員のみとし、看護職員や生活相談員等は介護マスター認定対象外とさせていただきます。

なお、介護職員と他の職種の兼務の場合は、介護職員として週 20 時間以上勤務している場合に介護マスター認定対象となります。

Q2 申請書様式第1号の「資格取得状況」に記載する資格とは。

A2 福祉関係の資格を記載してください。

(例:介護福祉士、社会福祉士、福祉系検定試験合格証等)

なお、福祉系以外(運転免許や語学系等)を記載された場合でも却下とはなりません。